議案第14号

佐野市生活改善センター条例の改正について

佐野市生活改善センター条例の一部を改正する条例を次のように定めます。 令和4年2月25日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市生活改善センター条例の一部を改正する条例

佐野市生活改善センター条例(平成18年佐野市条例第15号)の一部を 次のように改正する。

別表第1佐野市白岩生活改善センターの項、佐野市上牧集落センターの項 及び佐野市秋山生活改善センターの項を削る。

別表第2中第2項の表を削り、第3項の表から第7項の表までを1項ずつ繰り上げ、別表第2第8項の表中「、佐野市上牧集落センター、佐野市下牧農村生活センター及び佐野市秋山生活改善センター」を「及び佐野市下牧農村生活センター」に改め、同表を第7項の表とする。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理由

佐野市白岩生活改善センター、佐野市上牧集落センター及び佐野市秋山 生活改善センターを廃止するため本条例を改正したいので提案するもので す。

議案第14号参考資料

佐野市生活改善センター条例の改正案 新旧対照表

現 行		改正案	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
佐野市白岩生活改善センター	佐野市白岩町329番地1		
(略)	(略)	(略)	(略)
佐野市上牧集落センター	佐野市牧町1940番地4		
(理各)	(略)	(略)	() () () () () () () () () ()
佐野市秋山生活改善センター	佐野市秋山町734番地		
別表第2(第7条関係)		別表第2(第7条関係)	
1 (略)		1 (略)	
2 佐野市白岩生活改善センター			
<u>区分</u> 9時から13時まで	<u>13時から17時まで</u> <u>17時から22時まで</u>		
<u>木工室</u> <u>入場料を徴収し</u> <u>550</u>	<u> </u>		
ない場合			
<u>入場料</u> <u>入場料</u> <u>2,750</u>	<u>円</u> <u>2,750円</u> <u>5,500円</u>		
を徴収 が 500			
する場 円以下 合 のとき			
入場料 5,500	円 5,500円 11,000円	-	

<u>が 500</u> 円を超 <u>えると</u> き			
和室(8畳間)	<u>440円</u>	440円	<u>880円</u>
和室 (4.5畳間)	220円	220円	<u>440円</u>
調理実習室	1回につき550円		
冷暖房	規定使用料の4割に相当する額		

 $3 \sim 7$ (略)

8 佐野市田名網集落センター、佐野市上牧集落センター、佐野市下牧農村生活センタ 一及び佐野市秋山生活改善センター

(表略)

備考 (略)

 $2\sim6$ (略)

7 佐野市田名網集落センター及び佐野市下牧農村生活センター

(表略)

備考 (略)